

中国婚姻法の現在的課題：人口・居住環境問題に関連して

徳本， 鎮
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16212>

出版情報：法政研究. 46 (2), pp.313-334, 1980-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

中国婚姻法の現在の課題

——人口・居住環境問題に関連して——

徳 本 鎮

一 は し が き

一 昨年（一九七九年）の九月、中国社会科学院の招聘により、短期間ではあったが、中国の民法・環境法について調査・研究する機会が与えられた。⁽¹⁾ 本稿は、その研究のいっただんである。⁽²⁾

二 現在の中国において、制定法としての民法といえ、一九五〇年五月一日に公布・施行された中華人民共和国婚姻法（以下では、たんに中国婚姻法と呼ぶ）である。この法律は、同法第一条が、「他人が勝手にきめたり、強制したり、男尊女卑であったり、子女の利益を無視したりするような封建的な婚姻制度は廃止する。男女の婚姻の自由、一夫一婦、男女の権利の平等、婦人と子女の合法的な利益を保護する新民主主義の婚姻制度を實行する」と規定することからも理解されるように、封建主義的婚姻制度の廃止と社会主義的婚姻制度の樹立という二つの立法目的をもって制定された。⁽³⁾ それだけに、同法が大きな希望と期待の中で出現したことは想像に難くないところである。しかし、公布・施行後ほぼ三十年近く経過した今日、同法は一つの転機を迎えようとしている。すなわち、同法の運用をめぐっては、同法では必ずしも明確に規定されていなかった、たとえば夫婦の居所、離婚原因、離婚後の妻の扶養、

相続分などについて、従来も若干の問題がなかったわけではない。しかし、同法が、今日、直面している最も大きな問題は、婚姻年齢、および出産の自由についてである。そして、これらの問題は、ただ同法の規定上の不備というようなものではなく、その背景には、中国の人口問題という、大変、大きな課題が存在しているのである。したがって、事柄は、ただ婚姻法というにとどまらないで、一九七二年のストックホルムにおける第一回国連環境会議での世界人間環境宣言にも示されるように、さらに人口・居住環境法にもかかわる問題である。述べるまでもなく、第二次大戦後の爆発的ともいえる世界人口の増加は、一九六〇年代から顕著となってきた自然環境汚染問題、資源・食糧消費問題などからんで、一九七〇年代に至り、人口・居住環境問題を文字通り地球的規模での重要課題としてクロージアップさせるに至った。その結果が、右のストックホルムにおける第一回国連環境会議であり、さらには一九七四年のブカレストにおける第三回世界人口会議における「世界人口行動計画」(World Population Plan of Action)などであったことは周知のとおりである。⁽⁵⁾もちろん、人口・居住環境問題は、わが国自身にとってもきわめて重要な課題である。わが国の人口密度は世界屈指である。その動向は、いわゆる静止人口の傾向にあるともいわれているが、もともと人口稠密である上に、近時、いっそう顕著である大都市への人口流入などを考えるとき、あまり多くの説明を要しないところであろう。中国の人口・居住環境の在り方は、その内容のいかんにかかわらず、世界にとってもわが国にとってもきわめて注目すべき事柄といつてよいわけである。⁽⁶⁾

以上のように考えられるところから、本稿は、以下、主として婚姻年齢および出産の自由を取り上げることによって、人口・居住環境問題に関連しての中国婚姻法の現在の課題を概観することとしたい。

(1) 東京大学加藤一郎教授を団長とする人間環境問題訪中団の一員として、中国の民法・環境法などについての調査・研究に従事したものである。調査・研究のための主要研究機関は、中国社会科学院、北京大学、北京高等法院、武漢社会科学

院、武漢大学、南京社会科学院、南京大学、上海社会科学院などであり、また、在外研究中、終始、指導・助言をいただいたのは中国社会科学院法学研究所民法班の王存学教授である。

- (2) 人間環境訪中団の全体としての研究成果については、加藤一郎編「中国の現代化と法」として、東京大学出版会から出版される予定である。したがって、同書中に掲載される拙稿の「婚姻法」は、部分的に本稿と重複することをおこわりしておきたい。

- (3) 中国婚姻法の成立、内容、規定などについては、仁井田陞「中国の人民民主主義革命と家族」（中川善之助ほか編集「家族」、酒井書店、一九五七年）二〇六頁、同「中華人民共和国婚姻法」（宮崎孝治郎編「新比較婚姻法」Ⅰ、勁草書房、一九六〇年）三頁以下、稲子恒夫著「現代中国の法と政治」（日中出版、一九七五年）四〇頁以下、大塚勝美「中国婚姻法における夫婦間の権利義務」（高梨公之教授還暦祝賀論文集刊行発起人会編「婚姻法の研究」上、有斐閣、一九七六年）二〇〇頁以下、同「中国婚姻家族法の変革」（福島正夫編「現代アジアの革命と法」、勁草書房、一九六六年）四一三頁以下各参照。

- (4) 国連人間環境会議とストックホルム人間環境宣言については、金子熊夫「かけがえない地球のために」（ジュリスト四九六号）一〇四頁以下、および同「かけがえない地球—その理想と現実」（環境法研究三号）一二九頁以下参照。

- (5) 浜英彦「人口問題の時代」（日本放送出版協会、一九七七年）二七頁は、この会議の目的は、世界各地の経済社会を急速に発展させて、そこに住む人びとの生活と質を向上させるために、人口の側面から何がなし得るかということについて、国際的な目標と合意を見出そうとすることであった、と指摘される。そして、会議では「人口変動と経済社会発展」、「人口、資源、環境」、「人口、家族、人権」をそれぞれ議題とする三つの委員会がつくられたが、これに加えて、もっとも具体的な課題として、「世界人口行動計画」（World Population Plan of Action）を討議する作業部会が設定された、とされる。

- (6) 従来、わが国の環境法研究では、人口つまり人間の存在は、各種公害法研究にみられるように、被害者の立場のみに位置づけられることが多かった、しかし、環境汚染、食料・資源消費が世界的規模で問題にされるようになると、人間は、ある面では被害者であるが、またある面では被害者の立場でもあることが明らかにされるようになってきた。そして、人間の存在のこのような側面を反省させたのが、国連人間環境会議や第三回世界人口会議などであったわけである。したがっ

て、よりよい人間環境のための環境法といった観点からは、場合によってはその阻害因子ともなりうる人間の存在、つまり人口や人口居住の在り方は、当然、環境法研究の一分野とされねばならないわけである。このような考察は、すでに諸外国では顕著であるが（たとえば、L・R・ブラウン（鈴木啓祐・河部宏・黒田俊夫・岡崎陽一訳）「人口爆発」、佑学社、一九七四年）二三頁以下、アメリカ連邦政府（岡崎陽一・安川正彬監訳）「人口の危機と対策」、ドメス出版、一九七四年）二七頁以下、生態学研究所編（大場英樹ほか訳）「自然は管理できるか」（サイマル出版会、一九七四年）三頁以下など）、わが国でも今後の課題といえよう（加藤一郎ほか「人間環境問題をめぐって」（環境法研究一号）二四頁参照）。

二 中国婚姻法の概要

一 述べるまでもなく、人間は、男女の性的結合によって、その存続・発展を遂げてきた。その意味では、それぞれの社会によって承認される男女の性的結合の在り方、つまり婚姻は、それぞれの社会の基礎を構成するものである。¹⁾ それだけに、新しい社会、新しい国家が出現する場合には、婚姻法は、他の法律にさきがけて制定されるのが通例である。たとえば、一七八九年のフランス革命や一九一七年のロシア革命の場合にも、まず制定されたのは婚姻法であった。²⁾ 現行の中国婚姻法の制定もその例外ではなかったといえよう。

二 周知のように、中華人民共和国が成立されたのは一九四九年である。そして、同共和国の成立と同時に制定された中国人民政治協商会議共同綱領の第六条は、「中華人民共和国は婦人を束縛する封建制度を廃止する。男女の婚姻の自由を實行する」ことを宣言した。そして、この宣言にともない、中国政府は、翌一九五〇年五月一日、新中国の婚姻法、すなわち中華人民共和国婚姻法を公布・施行した。これが、現行の中国婚姻法である。

三 一般に、中国婚姻法の沿革は、一九三一年の中華ソヴェト共和国婚姻条例、同婚姻法、および各解放区の婚姻条例に由来しているとされている。³⁾ そして、このような沿革に由来する一九五〇年の中国婚姻法は、その基本におい

て二つの目的を有するものとされている。その一つは封建主義的婚姻制度の廃止であり、いま一つは社会主義的婚姻制度の樹立である。すなわち、「他人が勝手にきめたり、強制したり、男尊女卑であったり、子女の利益を無視したりするような封建的な婚姻制度は廃止する。男女の婚姻の自由、一夫一婦、男女の権利の平等、婦人と子女の合法的な利益を保護する新民主主義の婚姻制度を實行する」と宣言した同法第一条は、この二つの目的を明示したものである。⁽⁴⁾そして、これら二つの目的をもって制定された中国婚姻法の全体としての最も大きな意義は女性の解放にあったとされており、したがって、この目的のうち、後者の社会主義的婚姻制度の樹立についてはともかく、前者の封建主義的婚姻制度の廃止については、多少の説明を加える必要がある。

四 解放前の中国の封建主義的な婚姻制度は、きわめて深刻なものであったとされている。「うどんは飯ではない（そのように）女は人ではない」（麵条不是飯、女人不是人）という古くからの諺が示すように、女性は、しばしば物と同視された。⁽⁵⁾娘を誰に与えようと、また誰に売ろうと親の勝手というわけである。このような意識の下では、たとえば、結婚の形態においても、妾はもちろんのこと、売買婚、童養媳、さらには賃借妻、質妻などの諸形態がみられたという。⁽⁷⁾

このうち、童養媳というのは、ゆくゆくは家男にめあわせる目的で買ってくる幼女であって、一種の女奴隸であったといわれる。つまり年頃になっては値段が高いから、値段の安い幼女のうちに買い取り、「しっぽのない驢馬」などと呼んで家内労働に酷使したわけである。また、当時の農村においては、地主や富農には数人の妻をもっているものもいたが、他方、雇農の九九%、中農の一〇%、貧農の三〇%は、その貧困のために妻帯することができなかった（江西省興国県の調査）。そこで、これらの無妻帯者が家族労働力としての子を入取するためには、他人の妻を賃借りして、その借妻に子を生ませるという方法がとられた。これが賃借妻である。そして、この賃借妻の生んだ子の帰

属については、賃借期間中に生れた子が、たとえ賃借前に懐胎していても借主の子となり、逆に賃借期間中に懐胎していても、賃借期間が経過して借妻を返還した後に生まれた子は貸主の子とされた。そして、このような子供の帰属の在り方は、家畜や奴隸のそれに相応するといわれている。さらに質妻というのは質のかたとして質取主の妻となったものである。そして、質妻の子供の帰属についても賃借妻の場合とまったく同様とされている。⁸⁾

五 右の妾、売買婚⁹⁾、童養媳、賃借妻、および質妻などの結婚形態にも示される封建主義的婚姻制度が、新しい中国においては認し得ないものであることは説明するまでもないところであろう。したがって、新しい中国婚姻法がその第一条でこのような封建主義的婚姻制度を否定することはもちろんであるが、同法は、さらに第二条で重ねて、「重婚、蓄妾は禁止する。童養媳は禁止する。未亡人の婚姻の自由に干渉することを禁止する。何人であれ、婚姻関係の問題にかかわって金銭物品を取り立てることを禁止する」と規定するのである。¹⁰⁾そして、これらの規定にみられる封建主義的婚姻制度の廃止および第一条後段の社会主義的婚姻制度の樹立を基礎として、中国婚姻法は、第一章総則、第二章婚姻、第三章夫および妻の権利義務、第四章親子、第五章離婚、第六章離婚後の子の扶養と教育、第七章離婚後の財産と扶養、および第八章条例の二七ヶ条から成り立っている。そして、これらの各規定の運用に当っては、「夫婦は、たがいに愛し、尊敬し、助け、扶養し、かつ仲よく団結し、労働し、生産し、子を養育し、家庭の幸福と新社会建設のため、共同して奮闘する義務を負う」(第八条)。「本法に違反した者は、法によって制裁する。およそ結婚の自由に干渉したために、干渉された者が死亡した場合あるいは侵害を受けた場合、干渉者は一律に刑事上の責任をも負わなければならない」(第二六条)と、されるのである。このように中国婚姻法は、法形式においても禁止規定、道德規定および罰則規定の混合法という特徴をもっているのであるが、この点は、封建主義的婚姻制度の廃止および社会主義的婚姻制度の樹立に対する新中国の決意を示すものであると同時に、中国に伝統的な「律」の形

態を承継するものとみられている。¹¹⁾

六 以上のような内容をもった中国婚姻法が、大きな期待の中で公布・施行されたことは想像に難くない。そして、この婚姻法は、現実には、一九五二年以降の婚姻法貫徹運動によって全国的に実施されていた。¹²⁾ また、このような実施過程で、一九五四年の中華人民共和国憲法が、「婦人は政治的・経済的・文化的・社会のおよび家庭生活の諸方面において、男子と同等の権利を享有する。婚姻、家庭、母親および児童は、国家の保護を受ける」(九六条)と宣言したことも注目されることである。

このような公布・施行さらには貫徹運動を通じて実施されてきた中国婚姻法であるが、公布・施行後ほぼ三十年近く経過した今日、同法は、一つの転機を迎えようとしている。すなわち、「はしがき」にも触れるように、同法の運用をめぐっては、同法では必ずしも明確に規定されていなかった、たとえば夫婦の住所、離婚原因、離婚後の妻の扶養、相続分などについて、従来も若干の問題がなかったわけではない。¹³⁾ しかし、同法が、今日、直面している最も大きな問題は、婚姻年齢、および出産の自由についてである。そして、これらの問題は、ただ規定上の不明確さというようなものではなく、その背景には中国の人口問題という、大変、大きな課題が存在しているのである。したがって、事柄は、さらに人口・居住環境にもかかわるわけで、そこで、以下では、主として婚姻年齢、および出産の自由の問題を取り上げることによって、人口・居住環境問題に關係しての中国婚姻法の、いわば現在の課題を考察することとしたい。

(1) 我妻栄「親族法」(有斐閣、一九六一年)九頁、中川善之助「親族法」上(青林書院、一九六〇年)一二七頁、川島武宜「婚姻総説」(中川善之助編「註釈親族法」上、有斐閣、一九五〇年)九〇頁、青山道夫「家族学説の諸問題」(中川善之助ほか編「家族」、酒井書店、一九五七年)一五頁、江守五夫「現代婚姻思想の展開」(図書刊行会、一九七七年)一五

三頁以下各参照。

- (2) 遅塚忠躬「フランス革命と家族」(中川善之助ほか編「家族」、酒井書店、一九五七年)一〇六頁、稻子恒夫「十月革命とソヴェト同盟の家族」(中川善之助ほか編「家族」、酒井書店、一九五七)一八六頁参照。
- (3) 仁井田陞「中国の人民民主主義革命と家族」(中川善之助ほか編「家族」、酒井書店、一九五七年)二二四頁参照。
- (4) 大塚勝美「中国婚姻法における夫婦間の権利義務」(高梨公之教授還暦祝賀論文集刊行發起人会編「婚姻法の研究」(上)、有斐閣、一九七六年)二〇一頁。
- (5) 仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」(宮崎孝治郎編「新比較婚姻法」I、頸草書房、一九六〇年)九頁参照。
- (6) 仁井田陞「中国の人民民主主義革命と家族」(中川善之助ほか編「家族」、酒井書店、一九五七年)二二〇頁参照。
- (7) これらの結婚の諸形態については、仁井田・前掲論文二二〇頁、大塚勝美「中国婚姻法の変革」(北九州大学商経論集第一巻3・4号)六九頁以下各参照。
- (8) 以上の説明については、仁井田・前掲論文二二一頁以下による。
- (9) 解放前の中国の売買婚について、大塚・前掲論文七三頁は、財産を出して妻を買い、娘、未亡人を嫁にやるのに身代金を要求するものと、一定の財物を強要することを婚姻成立の要件にするものがあり、国民党時代の最高法院の判例(最高法院一七年解字第一六一号解釈、司法院解釋最高法院判例分類彙編三四頁)も慣習上行われる実質的売買婚を有効としていたことを指摘する。
- (10) 中国婚姻法の内容については、仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」九頁以下、稻子恒夫「現代中国の法と政治」(日中出版、一九七五年)四〇頁以下、大塚勝美「中国婚姻法家族法における婚姻の効果」(一)、(二)(北九州大学商経論集第三巻第2・3・4号)六七頁以下各参照。
- (11) 稻子・前掲書四一頁参照。なお、同頁は、中国婚姻法の刑罰規定について、その運用には人民法院、人民公安局など関係機関の説得が優先することを指摘する。
- (12) この貫徹運動については、芮沐(大塚訳)「新中国婚姻・家族関係一〇年の発展」(北九大学商学部紀要第一〇号)四頁以下が詳しい。
- (13) 中国婚姻法では、夫婦の住所、離婚原因、離婚後の妻の扶養、相続分などについては規定が不十分である。たとえば、離

婚姻原因についていえば、「男女双方が自らの希望で離婚を望むときは離婚が許される。男女の一方が強く離婚を要求し、区人民政府と司法機関の調停があっても効果がないときにも離婚が許される」（第一七条第一項）と規定されるが、それが裁判になった場合の離婚原因については、なら規定するところがない。しかし、中国婚姻法の下では右の規定にも明らかのように、裁判上、および裁判外の調停が広範に利用されている。そこで、従来は、これらの規定の不十分なものについてではできるだけ調停で処理し、どうしても判決による場合には国家の政策を裁判規範に採用して判決しているのとであった。しかし、近時のように近代化、したがって法の支配が要求されるようになると、明文の裁判規範が必要視されるわけで、したがってまた、このような意味をも加えて、近い将来、中国婚姻法が改正されるであろうことが、在外研究中に関係した多くの法律学者、裁判官の共通した見解であった。そして、その場合の主要な改正問題点が、規定の不備な夫婦の住所、離婚原因、離婚後の妻の扶養、相続分、そして、本論で取り上げる婚姻年齢、および出産の自由である。なお鍛冶千鶴子ほか「最新・中国法律事情」（ジュリスト七〇五号）七四頁以下参照。

三 中国婚姻法における人口問題

一 夫婦の住所、離婚原因、離婚後の妻の扶養、相続分といった問題もさることながら、今日の中国婚姻法が直面している最も大きな問題が、婚姻年齢、および出産の自由についてであることはすでに一言するところである。そこで、なぜ婚姻年齢および出産の自由がそれほど重要な問題となるのか、つまりこれらの問題の所在、およびその背景としての中国の人口問題について、いますこし詳しく説明することとしたい。

二 現行の中国婚姻法における婚姻の実質的成立要件は、当事者間に婚姻意思のあること（第三条）、婚姻年齢に達していること（第四条）、重婚でないこと（第二条）、一定の近親者でないこと（第五条）、および性的不能その他の不健康者でないこと（第五条）である。⁽¹⁾そして、ここで問題になっているのは、そのうちの第四条の婚姻年齢についてである。すなわち、現行の中国婚姻法によれば、「男は二十歳、女は十八歳に達すれば、結婚することができる」

と規定されている(第四条)。そして、この男二十歳、女一八歳の婚姻年齢は、たとえば日本の男一八歳・女一六歳、フランスの男一八歳・女一五歳、イギリスの男一六歳・女一六歳、イタリアの男一六歳・女一四歳、ソビエトの男一八歳・女一八歳などと比較して、どちらかといえば高く規定されている。中国婚姻法において比較的高い婚姻年齢が規定されたことについて、従来、次のような二つの理由が指摘されている。その一つは、解放前の中国においては、童養媳の例にみられるように、かなり早婚の風習があった。しかし、このような早婚においては、当事者の真に自由意思の合致による婚姻は期待し難いところである。つまり、当事者の真に自由意思の合致による婚姻にはそれなりの年齢が必要であるが、この点に男二十歳、女一八歳とされた一つの理由があるわけである。今一の理由は、やはり早婚をめぐる生理的理由である。すなわち、早婚の風習は、早婚が婚姻当事者の健康、子の健康、および民族全体の健康に有害であることを知らなかった時代の悪習である。したがって、このような悪習を廃止するためには、やはり男二十歳、女一八歳という婚姻年齢による結婚制限が必要とされるのである。⁽³⁾このような理由から定められた男二十歳、女一八歳という中国婚姻法の婚姻年齢であるが、今日、この婚姻年齢は、それでもなお若年に過ぎるというのが、中国婚姻法の、現在、直面している第一の課題である。

諸外国のそれに比して、やや高いと思われる中国婚姻法の婚姻年齢がなお若年に過ぎるとされる理由については、現行の婚姻年齢は生理的なお若年に過ぎること、現行の婚姻年齢では現在の中国では自活できないこと、現行の婚姻年齢では人格的に完成を期し難いこと、などの諸理由も指摘されているが、最も大きな理由は、中国の計画的な人口抑制政策である。⁽⁴⁾

三 中華人民共和国が発足した直後、すなわち、一九五三年の中国大陆の人口は、約五億八千二百六十万人であった。それから十年後の一九六三年の人口は、約六億九千七百二十万人である。そして、本年の一九七九年の人口は、九

億七千二百五十二万人（台湾の一千七百万人を含む）である。つまり、中国では、この二十数年の間に約三億八千万人の人口が増加したわけである。⁽⁵⁾ この驚異的とも思われる人口増加を前にして、中国の、いわゆる四つの近代化（農業、工業、国防、科学技術）の事業がいかに至難の事柄であるかは、あまり多くを説明する必要はないであろう。すなわち、中国近代化の一つの、そして重要な鍵は、計画的な人口抑制政策にあるわけである。

もっとも、中国の計画的な人口抑制政策に至る過程においては、たとえば新マルサス人口論争などの紆余曲折があったようである。⁽⁶⁾ しかし、一九七八年の中国新憲法は、「国家は計画出産を提唱し、これを推進する」ことを宣言した（五三条）⁽⁷⁾。そして、新憲法が採択された第五期全国人民代表大会第一回会議で、華国鋒主席は、「計画出産は極めて重要である。人口の増加を計画的に抑制することは、国民経済の計画的発展に有利であり、母体と児童の健康を守るうえに有利であり、広範な大衆の生産労働や仕事や学習にとっても有利である。われわれはひきつづき真剣に取り組み、三年以内にわが国人口の自然増加率を一％以下にひき下げるよう努めなければならない」と述べている。⁽⁸⁾ 四つの近代化を今世紀中に実現し、社会主義国家を建設しようとする中国にとって、計画的な人口抑制は、いわば至上命令である。したがって、諸外国でもあまり例を見ない憲法上の人口抑制規定となったわけでもある。⁽⁹⁾ そこで、計画的な人口抑制が至上命令とされ、したがって、憲法にも明規されるとき、中国婚姻法がその例外になることはありえない。説明するまでもなく、婚姻年齢は、晩婚年齢にされればされる程、人口抑制に機能することとなるからである。ここに中国婚姻法の規定する男二十歳、女一八歳の婚姻年齢が、なお若年に過ぎるとされる最も大きな理由があり、また、同法修正の契機があるわけでもある。⁽¹⁰⁾

四 しかし、ここで注意されねばならないことは、計画的な人口抑制政策、また、そのための憲法規定によって、中国婚姻法の受ける影響は、ただ婚姻年齢の点にとどまらないということである。たしかに婚姻年齢を晩婚にするこ

とは、それはそれとして人口抑制に効果のあることは述べるまでもない。しかし、かりにより晩婚に修正したところで、その後の婚姻生活における出産の自由をそのままにしておいたのでは、晩婚にすることの意味はかなり阻害されることになる。むしろ、人口抑制の効果という点からすれば、出産の自由の制限こそ重要とも思われるところだからである。そこで、晩婚に修正することの意味をより実質的にするためには、当然のことながら、出産の自由の制限が実行されねばならない。つまり、計画的な人口抑制は、婚姻年齢のひき上げと出産の自由の制限とによって、より現実的なものとなるのである。¹¹⁾したがって、婚姻年齢について、出産の自由の制限は、中国婚姻法が現在、直面する第二の課題といってよいわけである。もっとも、中国婚姻法は、婚姻年齢と異なって、出産の自由それ自体については、なんら明文の規定は設けていない。¹²⁾しかし、この点は諸外国の近代婚姻法も同様であり、出産の自由を正面から規定する立法例はほとんどないが、しかし、この点は、明文の規定の有無にかかわらず、婚姻のいわば当然の前提と考えられているところである。¹³⁾中国婚姻法も、少なくとも従来はそうように考えていたといつてよいであろう。¹⁴⁾このような意味で、婚姻年齢とともに出産の自由は、今日、中国婚姻法が直面する最も重要な課題となるのである。

(1) これらの実質的要件については、仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」四二頁以下参照。なお同法は少数民族の婚姻については、「少数民族の集居する地区では、大行政区人民政府（あるいは軍政委員会）または省人民政府が、その地方の少数民族の婚姻問題の具体的状況にもとづき、本法にたいして、一部の修正、あるいは補充の規定をさだめ、政務院の承認をもとめて施行する」（第二七条）として、別個の要件を考慮している（仁井田・前掲論文五〇頁）。

(2) 上野雅和「婚姻の要件」（青山道夫編「注釈民法」20、有斐閣、一九六六年）一九七頁以下。また同頁は、婚姻適齢法定の理由として、婚姻によって成立する家族は社会の基礎的構成単位であるから、肉体的、精神的そして経済的にも健全な婚姻をなす能力を欠くと考えられる若年者の婚姻を禁じるのが、近代国家における共通の現象であると指摘する。

(3) 仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」四三頁、同「中国の人民民主主義革命と家族」（中川善之助ほか編「家族」、酒井書

店、一九五七年）二二一頁参照。なお、陳紹禹氏は特に生理的理由を強調し、「歴代の封建王朝及び国民党政府は、人頭税の収入を増し、労役の使用を多くし、更に戦争の消耗に供するために、多く人民の早婚を提唱し強制しました。……同時にまた大衆の経済的貧困及び文化の立ちおくれによって、早婚は多くの地方においてすでに悪い積習となっており、早婚が結婚双方本人の健康、子の健康及び民族全体の健康に害があるということを知らないであります。早婚の害をなくするために、本条ではこのような結婚年齢の規定を設けたのであります」（仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」四四頁）と指摘する。

- (4) これらの諸理由は、在外研究中、社会科学学院、大学、裁判所などで指摘されたものである。なお、この点について、北京经济学院人口研究室編（江川日与志・小林幹夫訳）「中国十億の人口問題」（日中出版、一九七九年）一四二頁以下は、「青年期は身体を伸ばし、知識をのびし、基礎をつくりあげる重要な時期であって、一生のうちで精力の最も旺盛で、学習することができ、最も大胆に意気込みを出せる時期でもある。……早婚は早く子供が生まれることで、学習の妨げになるだけでなく、身体が発育にとっても不利である。男子の二十歳、女子の十八歳は、まだ身体が成熟したばかりであって、一連の重要な器管、例えば神経、心臓、骨格の発育はなお不十分であり、もしこの年齢で結婚するならば、身体にとってもなんらよいところはない」と指摘する。

- (5) これらの人口の推移については、在外研究中の社会科学学院などにおける調査資料および北京经济学院人口研究室編・前掲書一〇頁以下などによる。

- (6) 開放後の中国において人口抑制政策の中心になったのは、北京大学学長であり経済学者であった馬寅初教授の「新人口論」であった。しかし、同教授の「新人口論」は、まもなく「新マルサス主義者」というレッテルをはられ、厳しい批判を受け、一九六〇年三月には北京大学長も解任された。教授の「新人口論」が復活するのは一九六二年以降であったといわれる（北京学院人口研究室編・前掲書一五頁参照）。この中国の人口政策の推移については、J・S・アード「中国の政策と人口予測（米国のみた中国経済—米国内外両院合同経済委員会報告）」（日本貿易振興会、一九七二年）二九二頁以下が詳しい。

- (7) 北京学院人口研究室編・前掲書八頁以下。

- (8) 北京学院人口研究室編・前掲書九頁以下。

- (9) 北京学院人口研究室編・前掲書九頁以下。
- (10) 北京学院人口研究室編・前掲書一四二頁以下。
- (11) 北京学院人口研究室編・前掲書一四三頁以下。
- (12) 仁井田・前掲論文四二頁も、中国婚姻法の生産の自由については特に説明を加えておられない。
- (13) 出産の自由という概念は婚姻法上必ずしも定着したものではない。しかし、「婚姻は、直接には人間の種の保存の本能にもとづく男女の結合関係」とか(青山道夫「身分法概論」(法律文化社、一九五六年)六一頁、「婚姻は、子の出生の社会制度的基礎」とか(川島武宜「婚姻」(中川善之助編「註釈親族法」上、有斐閣、一九五五年)九〇頁)定義づけられるとき、出産の自由が明文の規定の有無にかかわらず婚姻の前提となっていることは多くの説明を要しないところである。そして、この場合の出産の自由は、子を生むことの、そして幾人生んでもよいことの自由である。しかし、特に第二次大戦後に顕著な産児制限の普及は、各国において受胎調節、さらには受胎しても墮胎することの自由が認められる傾向になってきた。つまり、アンドレ・ミシエルの指摘する「性的牽引の現象と生殖の現象」の分離である(アンドレ・ミシエル(有地亨訳)「家族と婚姻の社会学」(法律文化社、一九七八年)二〇七頁)。そこで、このように婚姻と出産とが分離するようになってくると、子を生むことの、そして幾人生んでもよいこととしての出産の自由は、さらに受胎しないこととの自由、および受胎しても墮胎しうることとの自由をも含むこととなるのである。なお、このような現象について、上野雅和「産業社会の発達と家族観」(青山道夫ほか編「家族」(8)、弘文堂、一九七四年)三一頁は、「避妊・墮胎の公認は、妻となっても母とならない自由を承認する」ものと指摘する。
- (14) 中国婚姻法が、出産の自由を前提にしていたことは、馬寅初教授の「新人口論」をめぐる新マルサス主義者論争(北京経済学院人口研究室編・前掲書一四頁参照)からも推察しうるところである。

四 中国婚姻法と晩婚・一人子政策

一 以上から、今日、中国婚姻法が直面する最も重要な課題が、婚姻年齢、および出産の自由についてであり、ま

た、その背景が中国の計画的な人口抑制政策、およびそれを宣言した一九七八年の中国新憲法（第五三条）などにあることが明らかにされた。

それでは、このような課題に対して、現在、中国婚姻法はどのように対処しようとしているのかということである。将来、これらの問題を含めて中国婚姻法改正の動きはあるが、その改正が直ちに行われるのか、それともかなり先に行われるのか、あるいは国家計画出産法といった特別法によるのかは、目下のところ不明である。⁽¹⁾しかし、だからといって、中国婚姻法をそのままにしておくことはできないことは当然である。そこで、現在、中国婚姻法の採りつつある方法は、各省、および各直轄地でそれぞれの地方に合った特別制度を制定し、これらの特別制度を通じて、実質的に同法の修正を試みようとしていることである。そして、これらの特別制度は、通常、各省、直轄地の規則ないし条例で定められているが、従来のものである。天津市、四川省、上海市などのものが顕著である。また、これらの特別制度は、しばしば晩・稀・少政策と呼ばれている。晩とは結婚年齢をある程度おくらすことであり、稀とは出産の間隔を長くすることであり、少とは出産数を少なくすることである。そして、より具体的には婚姻年齢をめる晩婚制度、および出産の自由をめぐる一人子制度がその主要な内容といえよう。⁽²⁾以下では、最も最近時のものであり、また、内容的にも具体的である、一九七九年八月二二日に上海市革命委員会第五次全体会議を通過し制定された「計画出産推進に関する若干の規定」（以上では、上海市計画出産規定と略称する）を通じて、中国婚姻法における婚姻年齢、および出産の自由の実質的な修正の在り方を概観することにした。⁽³⁾

二 まず、上海市計画出産規定の制定された理由であるが、この点について同規定は、「計画出産の推進と人口増加の抑制は、全中国の民族の健康と科学知識水準の向上と直接的に関連している。国家による計画出産の提唱と推進に関する中華人民共和国憲法第五三条の精神にもとづき、上海の現実の状況を考慮し、特に本規定を制定する」とし

ている(前文)。そして、その抑制の方法としては、晩婚、高年齢出産、少数出産によるものとし、特に一組の夫婦は一人の子しか生まない、いわゆる一人子制度を提唱している(第一条)。そして、これらの総則を中心に、同規定は、晩婚制度、一人子制度、無子制度、多子制度、および諸規定など一九ヶ条から成り立っている。

I 晩婚制度

上海市における晩婚年齢は、農村部で男満二五歳、女満二三歳、都市部で男満二七歳、女満二五歳とする(第二条)。学生(大学、専門学校、中等専門学校および技工学校を含む)の在学期間中は、結婚が禁止される。結婚の中止を教育されてもお結婚する者は、退学させられる(第三条)。同様に、見習い工の見習い期間中は、結婚が禁止される。結婚の中止を教育されてもお結婚する者は、退職させられる(第四条)。婚姻屈をしないで同居している者は、出産、人工流産等のすべての医療費を当人でまかなわなければならない。産休期間中は、二ヶ月分の給料、労働点数収入を停止され、人工流産休暇期間中は、半月分の給料、労働点数収入を停止される。結婚証書を受領する前は、労働保険福利に関する待遇を受けられない。子供の主食は、協定価格により穀物を提供される(農村戸籍に属するものは国家の穀物超過購入価格により計算する)(第四条)。他方、晩婚家庭は、その住居につき優先的に分配を受けることができる(第二一条)。

II 一人子制度

一子しか生まない夫婦には、奨励が与えられる。一組の夫婦が一子を出産したのち、自ら望んで避妊手術を受け、あるいは出産して満四年たったのち、第二子を出産しないことを保証したとき、区、県の計画出産弁公室より、「一人子証」⁴⁾が発給される。「一人子証」を所持する夫婦は、毎月一人子保健費四元(一元は約一五〇円)を受けることができる。保健費は、通常、女性の所属単位より、子供が満一六歳になるまで支給される。「一人子証」を所持する夫婦は、その一人子を優先的に託児所、幼稚園に入れられ、保育費には公費があてられ、通常、女性の所属単位より支給される。小学校入学から高等中学までの学費等は免除される。「一人子証」を所持する夫婦

が、職員、労働者のとき、定年退職時には原給料の五％が年金に加算される（年金が給料の一〇〇％に達するときは打ち切られる）。農村の人民公社員の場合、高齢となり労働能力を失ったとき、所属する生産隊の規定により給付される福利手当のほかに、職員、労働者の基準を参考にして、毎日一定の生活費が加算される（第五条）。一組の夫婦が一子を出産したのち、男性あるいは女性のいずれかが避妊手術をしたとき、栄養費二十元を給付される。職員、労働者、臨時工は所属単位の福利費より支給を受け、農村の人民公社員は所属生産大隊、公社の公益金より支給され、都市その他の住民は計画出産経費より支給される（六条）。結婚している夫婦が、計画出産手術を受ける場合の休暇期間、および病院が検査を行うのに必要とする時間は、ともに公休として扱われ、給与等の発給、奨励金にも影響はない（第七条）。一子家庭の住居分配は、「一人子証」により、二子家庭と同様の待遇を与えられる。本規定施行の後にさらに出産した多子家庭には、住居の増加分配は行われない（第二条）。農村の自留地調整と住宅建造のための敷地分配のとき、一人子家庭は、「一人子証」により、二子家庭と同様の待遇を与えられる。本規定施行の後に出産した多子家庭には、自留地と宅地の増加分配は行われない（第一三条）。夫婦双方がともに一人子であり、いずれの一方が、相手の父母を自分の直系親族として遇するときは、国家あるいは集団の規定する福利に関する待遇を受けられる（第八条）。「一人子証」を所持する夫婦が、第二子を出産したとき、その「一人子証」は回収され、「一人子証」によって享受しうるすべての待遇は取り消される。「一人子証」によってすでに享受したすべての待遇は、時期を分けて返却されなければならない（第五条）。

Ⅲ 無子制度 結婚しても、生涯、子供を生まなかつた職員、労働者は、定年退職するとき、原給料一〇％が年金に加算される（年金が給料の一〇〇％に達するときは打ち切られる）。結婚しても、生涯、子女を生まなかつた農村の人民公社員が高齢となり労働能力を失ったときには、所属する生産隊の規定により給付される福祉手当のほか

に、職員、労働者の基準を参考にして、毎月一定の生活費が加算される(第九条)。

IV 多子制度 一組の夫婦が第二子を出産する場合には、その間隔は四年とする。四年未満の時期に第二子を出産したときには、四年に達するまでの乳幼児園の費用はすべて自弁しなければならない(第一条)。多くの子供を出産した夫婦は、双方が個別に多子費を納めなければならない。一九八〇年三月一日以後に出生した第三子(第二腹が多生児の場合は除外)、および元来多子の家庭でさらに子供を出産したとき、超過して出産された子女の出産時より、満一六歳になるまで、夫婦は、双方、個別に給料あるいは労働点数収入の一〇%を納入しなければならない。職員、労働者の多子費は、所属単位が月収により徴収し、該単位の福利費に納入、使用される。農村の人民公社員の多子費は、年末の分配時に生産隊が徴収し、公益金に納入し使用される(第一〇条)。

V 諸規定 晩婚、計画出産工作に対し、顕著な成績を収めた単位と個人(科学研究者、医療関係者、幹部、地域の先進者)は、表彰と物質的奨励が与えられる。医療関係者が計画出産手術を連続千例、万例無事故でつづけたとき、奨励金を給付される。奨励金は計画出産の経費から支給される(第二五条)。計画出産を破壊し、婦人幼児の健康等をそこなう違法行為に対しては、ことの軽重を判断し、行政処分を行ない、法的責任も追求される(第一六条)。本規定の実施細則は、市計画出産指導小組弁公室により制定される。各区、県も本規定にもとづき、現実情况进行を考慮し補充的方法を制定することができる(第一七条)。本規定施行後、従来、本市で施行されていた各種の計画出産に関する規定で、本規定の精神と符合しないものについては、本規定が優先される(第一八条)。国家計画出産法公布のうち、本規定の精神と符合しないときは、国家計画出産法が優先される(第一九条)。

三 以上が、上海市計画出産規定の概略である。この上海市計画出産規定からも推測されるように、今日、中国婚姻法がその事実において指向しようとしている婚姻年齢および出産の自由をめぐる、いわゆる晩婚制度および一人子

制度などの内容がほぼどのようなものであるかが理解されるであろう。⁽⁸⁾と同時に従来の近代婚姻法の在り方からすればこれらの内容がそのかなり重要な修正であり、ある面では人権無視のおそれすらうかがえるところである。のみならず、たとえば一九六八年のソビエトの「結婚と家族にかんするソ連と連邦構成共和国の基本法」の下では、多子の母親には国家扶助料が支給されている。⁽⁹⁾しかし、にもかかわらず、これらの諸制度をあえて断行さざるをえないところに、今日の中国の近代化に対する並々な決意がうかがえるわけである。そして、それは同時に中国婚姻法の苦悩ともみられるところである。つまり、中国近代化への理論と経験は、このような中国婚姻法のいづく苦悩が中国の近代化、そして、さらには明日の中国への一道路程である、と評価しているわけである。⁽⁷⁾そして、このような評価は、これらの諸制度の適用が全人口の九四％を古めるといわれる漢民族に対してであり、むしろ減少の傾向にある少数民族に対しては、人口増加政策の採用されていること、さらには、すでに出生した子の保護をめぐる各種助長政策などにもうかがえるところである。⁽⁹⁾

四 おわりに、中国の人口抑制政策の理論的根拠については、一般に次の二点が指摘されている。すなわち、その一つは、人口の計画的増加は国民経済が計画的に均衡発展するという客観的要求であり、その二は、人口の計画的増加は女性の完全解放の客観的要求である、ということである。⁽¹⁰⁾したがって、このような理論づけが、先進近代国家の人口抑制政策にみられがちな、いわゆる新マルサス人口論とはかなりおもむきを異にするものであることは述べるまでもないところである。⁽¹¹⁾しかし、その理論づけがどうであれ、これらの理論の具体化である晩婚政策や、一人子政策などの人口抑制政策の結果が、先進近代国家のそれとぎわめて接近していることは否定し難いところである。⁽¹²⁾たとえば、河北省の人口自然増加率は、一九七〇年の二・〇二五％から一九七五年には〇・八三五％に、また、江蘇省の人口自然増加率は、一九六五年の二・七四％から一九七六年には一・〇〇二％に低下したといわれる。また中国全体

としては、一九七一年の千分の二三・四から一九七八年の千分の一二・〇五にまで低下したといわれる⁽¹³⁾。しかも、中国では、すでに見られるように、これらの人口抑制政策が憲法に規定され、また、その実行は、目下のところ地方省規則ないし条例を中心とするものではあるが、いわば法規制にまで高められようとしつつあるわけである。そこで、「はしがき」にも指摘するように、自然環境汚染問題、資源・食糧消費問題とからんで、人口・居住環境問題が地球的規模で重要課題となってきた今日、このような中国の人口抑制政策の在り方は、それは、ただ中国婚姻法の現在の課題というすぐれて民法・婚姻法上の問題にとどまらないで、さらに人口・居住環境法という観点からもきわめて注目すべき事柄というべきであろう。⁽¹⁴⁾ なぜかといえば、一〇億に近い中国の人口、そして、それに対する右のような人口抑制政策は、まさにかけがえのない地球における「よりよき人間環境」のための人間・居住環境の在り方に対して名実ともに一石を投じたものといつてよいからである。

(1) 在外研究中における社会科学学院、大学、裁判所などの調査では、中国婚姻法それ自体の改正はそお遠くはないとのことであつた。ただ改正の中にどれを入れるかとなると、目下のところ不明のようである。特に婚姻年齢、出産の自由については、中国婚姻法の中で取り扱うのか、中国婚姻法はそのままにしておいて、国家計画出産法といった特別法によるのかも不明である。なかには婚姻年齢は中国婚姻法で扱い、出産の自由については特別法で扱う、との意見もあつた。

(2) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一四一頁参照。なお、同書一四三頁は、国家の提起した晩・稀・少の要求を徹底して定着させるには、どうしても積極的な措置をとり、晩婚率、産児制限率および計画出産率が予定指標に達するよう制度化する必要性を強調する。

(3) 上海市計画出産規定の入手については、上海社会科学学院の好意によるものである。また、同規定の邦訳については、第一経済大学王祖寵助教授の協力によるものである。

(4) 一人子証つまり「独生子女証」は、横七縦九縦九ほどの赤色の手帳である。写真、番号、有効期間、子供の姓名・性別・生年月日、母の姓名・職業、父の姓名・職業のほかに、次のような注意事項が記載されている。一、本証はもっぱら一人

子に使用される。一人子の名儀を偽って使用することは許されない。二、本証は施行規則の規定にもとづいて関連する優遇措置を受けることができる。三、本証の記載事項を訂正した場合、発行した機関の印章を捺印しないものは無効とする。四、子供が意外の事故にあった場合（死亡を指す）、ただちに享有されていた優遇措置を取り消さなければならぬ。五、本証を大切に保管しなければならない。もし紛失した場合にはただちに発行した機関に対し廃棄処分を申請するとともに新証明証の交付を申請することができる。

(5) 中国の一般的な産児制限の内容については、北京経済学院人口研究室編・前掲書一一頁以下参照。

(6) 稲子恒夫「ソビエトの親子法」（中川善之助編「注釈民法」22、有斐閣、一九七一年）三二頁、吉田忠雄「共產圏諸国の人口構造」（南亮三郎・館稔編「世界の人口問題」、勁草書房、一九六三年）二八二頁以下参照。なお、わが国の児童手当法第四条第一項第一号では、三人以上の児童を支給要件児童としている。

(7) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一二四頁以下。したがって同書三三一頁は、ソビエトの人口増加政策に対し批判的立場をとることも当然といえよう。

(8) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一四五頁は、中国の少数民族の増加政策の結果として、たとえば内蒙古自治区、チベット自治区、新疆ウイグル自治区などでいずれも人口が増加し、解放前に、絶滅に瀕していたオロチョン族も、その人口が増加して二千七百余人になったとしている。

(9) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一五四頁以下参照。

(10) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一一〇頁以下、そして、このような理論化は、エンゲルスの人口理論の発展であると説明されている。

(11) トーマス・ロバート・マルサス（一七六六—一八三四年）の一七九八年に著わした「人口の原理」（高野岩三郎・大内兵衛訳、岩波書店、一九六二年）に対する、いわゆる新マルサス人口論の源流がどこにあるかは必ずしも明らかではないが、一般には、一八二二年、フランシス・ブレース（一七七一—一八五四年）の著わした「人口原理の例証」にあるとされているようである。そして、その特徴は、ジェイムス・ミルの体系化した「賃金基金説」にもとづき、マルサスと異り晩婚・禁欲に反対し、早婚・受胎調節を強調した社会改良論にあるとされる（寺尾琢磨「人口理論の展開」（東洋経済新報社、一九四八年）一八四頁、岡崎文規「人口学入門」（広文社、一九五〇年）九五頁、村松稔「人口を考える」（中央公

- 論社、一九七七年）二二七頁以下各参照。また、マルサスないし新マルサス理論とマルクスとの論争については、北京経済学院人口研究室編・前掲書一〇頁、大内兵衛「人口論とその著者マルサス」（前掲マルサス「人口の原理」）二六三頁以下、南亮三郎「人口論」（三和書店、一九五四年）三三頁以下各参照。
- (12) 両理論の結果の接近性を強調するものとして、村松・前掲書一三九頁、寺尾琢磨「現代世界の人口論争」（南亮三郎・館稔編「世界の人口問題」、勁草書房、一九六三年）三〇八頁以下がある。特に後者の三二七頁は、中国の新マルサス主義論争を取り上げ両理論の接近性を指摘する点が注目される。
- (13) 北京経済学院人口研究室編・前掲書一四四頁、陳慕華「人口増を計画的に抑えよう」（北京周法四六号）二頁以下各参照。
- (14) この点について、アンドレ・ミシエル「家族と婚姻の社会学」二二二頁は、近時のアメリカ合衆国の人口増加ゼロ運動（Zero Population Growth）の目的は、「二人子家族を實現し、それにより環境を保全し、また、地球から涸渇させられる資源の消費を節約するためにアメリカの人口の増加を阻止するにあるとし、また、同書二一五頁は、出生率と出生力の終局的な目的は、環境保全、地球上の資源の節約、家族や個人の発展と幸福であり、重点は妻や家族の、子どもの数を決定する自由にあるとして、事柄が家族・婚姻論から、さらに人口・居住環境問題に展開することを指摘する点できわめて注目される点である。
- (15) L・R・ブラウン「人口爆発」四七頁以下、アメリカ連邦政府「人口の危機と将来」一〇二頁以下、生態学研究所編（大場英樹ほか訳）「自然は管理できるか」（サイマル出版会、一九七四年）三頁以下各参照。なお本稿脱稿後、厚生省人口問題研究所「最近の中国の人口政策に関する研究資料」（研究資料第二二二号）一頁以下が発表された。同資料は中国の人口や人口政策の推移に詳しい。